

## とっとりEV協力隊制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥取県内で大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、または発生のおそれのある場合において、避難所、救護所および医療機関（以下「避難所等」という。）における緊急電源となる車両の確保のため、および動力が電動化された自動車（以下「電動車」という。）の社会的価値向上の目的で開催されるイベント等において、外部給電が可能な車両の確保のため、これらの車両を使用する者をあらかじめ登録し、県の依頼に基づき給電活動に協力する制度（以下「とっとりEV協力隊制度」という。）に必要な事項を定めることにより、もって県民への電動車の普及と、災害時における県民の生命および身体の安全を守ることを目的とする。

### (対象車両)

第2条 とっとりEV協力隊制度の対象となる車両は、外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車のうち、県が認めたものとする。

### (登録の申込み)

- 第3条 とっとりEV協力隊制度に登録の申込みをできる者は、県内に在住する者（県内に所在する法人を含む。）とする。
- 登録を希望する者は、前条に定める対象車両に対して使用関係がある場合のみ、登録の申込みができるものとする。
  - 登録を希望する者は、登録申込書（第1号様式）に、自身が使用する対象車両のうち、給電活動への協力が可能な車両に係る自動車検査証の写しを添付して、県に提出しなければならない。

### (登録の決定および通知)

- 第4条 県は、前条第3項の規定により提出された登録申込書等を審査し、適当と認めるときは、当該者を登録するものとする。
- 県は、前項の審査により登録の可否を決定したときは、登録の申込みをした者（以下「申込者」という。）にその結果を通知するものとする。
  - 県は、前項の規定により登録を可とした申込者（以下「登録者」という。）に対して、活動の際に使用する車両を確認するため、登録者が使用する給電活動への協力が可能な車両の台数に応じた枚数の登録証を交付するものとする。

### (登録内容の変更)

第5条 登録者は、第3条第3項の規定により提出した登録申込書の記載内容に変更があった場合は、登録内容変更届出書（第2号様式）を県に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に該当する変更のうち、登録車両に変更または追加があった場合は、変更または追加した対象車両の自動車検査証の写しを添付するものとする。
- 3 県は、前項の規定に該当する登録変更届書を受理した場合は、その取扱いについては、第4条各号の規定を準用するものとする。

なお、既に交付した登録証の記載内容に変更があった場合は、登録証の書換え交付を行うものとする。

#### (登録の解除)

- 第6条 第3条第1項および第2項の要件を喪失した登録者または登録の解除を申し出る登録者（以下「登録解除申出者」という。）は、登録解除申出書（第3号様式）を県に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による申出を受けたときは、登録の解除通知を登録解除申出者に送付するものとする。
  - 3 前項の場合において、登録の解除の日は、登録の解除通知を登録解除申出者に発送した日とする。

#### (登録の取消し)

第7条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は、登録を取消すことができる。なお、登録を取消した場合には、登録の取消し通知を登録者に通知するものとし、その運用については前条第3項の規定を準用するものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 心身の故障のため、活動に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (3) 第3条第1項および第2項に規定する登録の要件を喪失した場合
- (4) 虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録が不適格であると認められる事実があった場合

#### (災害時における活動内容)

第8条 県は、災害による大規模停電が発生した場合であって、登録者による給電活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して、指定した避難所等へ参集し、給電活動に協力することを依頼するものとする。

この場合にあつて、指定した避難所等において電動車からの給電設備が不足している場合には、県は、自らが備蓄する外部給電器をこれらの避難所等に搬入するものとする。

なお、活動期間は、対象車両の撤収に要する電力残量が十分に確保される範囲内において、県と登録者の間で調整をするものとする。ただし、登録者の健康状態や車両の故障等、活動の継続が困難であると認める場合は、ただちに活動を終了するものとする。

- 2 登録者は、前項に基づく協力依頼があった場合は、自身や家族等の身体・財産

の安全等を最優先に考慮した上で、給電活動が可能であると判断した場合は、避難所等に使用する対象車両で参集するものとする。

- 3 登録者は、避難所等の運営主体の指示に従い、対象車両からの給電活動を行うものとする。
- 4 登録者は、活動に当たり登録証を提示しなければならない。
- 5 登録者は、活動後の撤収に伴う対象車両の運搬を行うものとする。

(災害時以外の活動内容)

第9条 県は、電動車の社会的価値向上の目的で開催されるイベント等において、登録者による給電活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して給電活動に協力することを依頼するものとする。

この場合において、イベント会場等において電動車からの給電設備が不足している場合には、県は、自らが備蓄する外部給電器をイベント会場等に搬入するものとする。

- 2 登録者は、前項に基づく協力依頼があった場合は、積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 登録者は、イベント等主催者の指示に従い、対象車両からの給電活動を行うものとする。
- 4 登録者は、活動に当たり登録証を提示しなければならない。
- 5 登録者は、活動後の撤収に伴う対象車両の運搬を行うものとする。

(保険への加入)

第10条 県は、登録者が活動中に負傷または死亡した場合に対処するため、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(報酬等)

第11条 登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費等の活動に要する費用は自己負担とする。

- 2 県は、登録者が活動に当たり負傷または死亡した場合は、第10条の規定において加入するボランティア活動保険の規定により保険金を支払うものとする。
- 3 登録者の使用する対象車両からの給電に要した電気代は、県が別紙に掲げる方法により算出した実費相当額を支払うものとする。
- 4 登録者の使用する対象車両が県の責に帰すべき事由により損害を被った場合または滅失した場合は、県はその損害を賠償する。

(個人情報の管理)

第12条 県は、申込者から提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

- 2 県は、個人情報の授受、保管および管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、個人情報の保護に必要な万全の措置を講じるものとする。
- 3 県は、申込者から提供された個人情報について、保管の必要を要しなくなった

場合は、機密を保持した上で確実に処分するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生活環境部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

(別紙)

## 給電に要する電気代実費相当額の算出方法

要綱第11条第3項に規定する電気代実費相当額の算出方法は次のとおりとする。

### 【1. 算出条件】

- ① 原則、満充電・ガソリン満タンの状態から、駆動用バッテリー残量（または燃料残量）が2割となるまでに要した電力量やガソリン量に相当する額とする。
- ② ただし、1回あたりの給電活動を最大6時間とし、外部給電器（最大出力9kW）の6時間使用分の電力供給（54kWh）を上限とする。
- ③ 緊急時などにおいて、②に定める上限量を超えて給電を行った場合は、1時間毎に実費相当額を加算する。

### 【2. 対象車両への適用単価】

算出にあたって適用する単価は次のとおりとする。ただし、これらの単価は社会情勢等により変動するものであることから、定期的に見直しをするものとする。

- 電気料金：27円/kWh<sup>(※1)</sup>
- ガソリン料金：150円/L<sup>(※2)</sup>

### 【3. 算出方法】

車両の種別毎に、次のとおり算出する。ただし、金額の算出にあたっては2桁目を切り上げることとする。

#### <電気自動車>

車両に積載された駆動用バッテリー総電力量（kWh）の8割を充電するために必要な電気料金

$$\left[ \begin{array}{l} \text{(例) 駆動用バッテリーが40kWhの電気自動車の場合} \\ 40 \text{ (kWh)} \times 0.8 \times 27 \text{ (円/kWh)} = 864 \text{円} \rightarrow \text{(2桁目切り上げ)} \rightarrow 900 \text{円} \end{array} \right]$$

#### <プラグインハイブリッド自動車>

次のア)、イ)により算出した額のうち、いずれか低い方の額とする。

ア) 車両に積載された駆動用バッテリー総電力量（kWh）の全量を充電するために必要な電気料金と、ガソリンタンク量（L）の8割を給油するために必要なガソリン料金の和

イ) 電力供給上限量（54kWh\*）を給電するために要した駆動用バッテリー総電力量（kWh）とガソリン量（L）に相当する電気料金とガソリン料金の和

(\*電力供給上限量は、プリウスPHVとクラリティPHEVにおいては18kWhとする。)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{(例) 駆動用バッテリーが12kWh、ガソリンタンク量45L、ガソリン発電能力0.51L/kWhのプラグインハイブリッド自動車の場合} \\ \text{ア) } (12 \text{ (kWh)} \times 27 \text{ (円/kWh)}) + (45 \text{ (L)} \times 0.8 \times 150 \text{ (円/L)}) = 5,724 \text{円} \\ \text{イ) } (12 \text{ (kWh)} \times 27 \text{ (円/kWh)}) + ((54-12) \text{ (kWh)} \times 0.51 \text{ (L/kWh)} \times 150 \text{ (円/L)}) = 3,537 \text{円} \\ \text{ア) > イ) からイ) を採用} \rightarrow \text{(2桁目切り上げ)} \rightarrow 3,600 \text{円} \end{array} \right]$$

(※1) 27円/kWh：「平成26年4月公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会新電力料金目安単価」より

(※2) 150円/L：「小売物価統計調査年報 平成30年（総務省統計局）第1表」より